

伊勢原市一般介護予防事業の実施に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊勢原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成28年伊勢原市規則第18号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号の規定による一般介護予防事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(事業の目的)

第3条 一般介護予防事業は、第1号被保険者が要介護状態等となることを予防し、又は要介護状態等を軽減し、若しくは悪化を防止するとともに、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、当該事業の参加者及び通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進することを目的とする。

2 一般介護予防事業は、市又は法第115条の47第4項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業の実施の委託を受けたものが行うものとする。

3 一般介護予防事業は、当該事業に係る利用料により利用者に過度の負担がかからないよう、事業の内容を勘案して実施しなければならない。

(事業の内容)

第4条 条例第4条第1項第2号の別に定める事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 介護予防把握事業 地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる事業をいう。

(2) 介護予防普及啓発事業 介護予防活動の普及及び啓発を行う事業をいう。

(3) 地域介護予防活動支援事業 補助その他の支援を通じて、地域における住民主体の介護予防活動の育成又は支援を行う事業をいう。

(4) 地域リハビリテーション活動支援事業 地域における介護予防の取組の機能を強化するために、第1号事業を行う事業者、地域ケア会議（法第115条の48第1項に規定する会議をいう。）、サービス担当者会議（指定介護

予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第1項第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）及び住民運営の通いの場へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する事業をいう。

(5) 一般介護予防事業評価事業 法第117条第1項の規定により市が定める介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う事業をいう。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、一般介護予防事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(伊勢原市介護予防事業実施要綱の廃止)

2 伊勢原市介護予防事業実施要綱(平成18年伊勢原市告示第152号)は、廃止する。